

山梨県公報

第七百八十四号

平成十九年

八月十三日

月 曜 日

目次

道路の区域変更	六〇三
道路の供用開始	六〇三
使用料の収納事務の委託	六〇三
公告	六〇三
国土調査の指定	六〇三

告示

山梨県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 内船停車場線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡南部町大字南部字南田九一七二番の二〇地先から南巨摩郡南部町大字南部字新田九三四〇番の二地先まで	旧	八・七	一四七・九
	新	九・五	一四七・九
		四九・八	
		五二・四	

山梨県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十九年九月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎南アル ブス中央線	葦崎市清哲町大字折戸字連台七七五番の一地从先から 葦崎市清哲町大字青木字下北原一二四七番の一地从先まで	二九〇・〇	平成十九年 八月十三日

山梨県告示第三百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 委託の相手方 南アルブス市下高砂八百四十七番地 財団法人山梨県交通安全協会
- 委託に係る使用料 パーキング・チケット発給設備の使用料
- 委託の期間 平成十九年七月一日から平成二十年三月三十一日まで

公告

● 国土調査の指定

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 国土調査の指定年月日
平成十九年七月二十五日
- 二 調査を行う者の名称
市川三郷町
- 三 調査地域
西八代郡市川三郷町大字下大鳥居の一部
- 四 調査期間
平成十九年八月十三日から平成二〇年三月三十一日まで